

平成 22 年 3 月 19 日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
 育成環境課長 真野 寛 様

財団法人児童健全育成推進財団  
 常務理事 鈴木 一光

「国による児童館ガイドラインの策定にむけて」(提言)

謹啓

平素より児童館の発展にご尽力されておりますことを厚く感謝申し上げます。

私どもは、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間にわたって今後の児童館のあり方について研究を進めてまいりました。その中で、平成 20 年には「児童館の緊急課題について(平成 20 年 9 月 16 日)」の緊急提言をお届けしました。今年度は、3 年間の研究の成果をまとめましたので、それに基づいて「国による児童館ガイドライン」の策定に取り組んでいただきたく、別紙の通り「これから児童館のあり方についての提言」を報告させていただきます。

貴課の児童館施策に反映させていただければ幸甚に存じます。

記

I 「これから児童館のあり方についての提言」について

1. 「これから児童館のあり方についての提言」の目的
2. 児童館の今日的課題
3. 【児童館のガイドライン】の必要性
4. 本提言の対象
5. 本提言作成の視点

II 「これから児童館のあり方に関する提言」(要旨)

1. 児童館の目的と機能・役割
2. 児童館の活動内容
3. 児童館の職員
4. 児童館とボランティア
5. 児童館の運営

III 各市(区)町村への喫緊の要望

IV 児童福祉法 40 条改正の提言

## I. 「これからの児童館のあり方についての提言」について

### 1. 「これからの児童館のあり方についての提言」の目的

われわれ研究会は、児童福祉法がなぜ制定されたのか、それが今日に続く合理的意味は何か、ということを前景にして、子どもの発達にとっての歴史的条件・意味は不易なものと、時代の変化に応じて流行すべきものがあることを明らかにして、国民的合意を形成する必要があることを痛感した。

そこで本提言は、子どもと子育て家庭を支援するために、児童館本来の有効性を示して、児童館が活用されるようにすることを目的とした。

あわせて、その内容に基づいて望まれる児童館活動のあり方を具体的に明らかにするために、全国の児童館に共通する運営と活動のガイドラインを作成することを目標とした。

### 2. 児童館の今日的課題

児童館は、児童福祉法 40 条に基づく児童福祉施設として現在 4,689 館（小型児童館 2,799 館、児童センター 1,750 館、大型児童館 24 館、その他の児童館 116 館）存在している（平成 20 年 10 月 1 日現在。厚生労働省調べ）。これらの児童館は、これまで、子ども・地域の状況に即応しながらその役割を果たしてきているが、時代のニーズに十分に応えているとはいはず、改善が求められる点もある。当面している今日的課題として以下の 2 点が挙げられる。

- (1) 子どもの遊び環境が貧困になるなかで、子どもがのびのび遊べる場を保障すること自体に児童館の積極的な意義があった一方で、遊び自体が子どもの発達を増進することの意義や、個々の家庭や地域全体を視野に入れながら子どもの生活を支援することの意義、言いかえれば、福祉の増進機能を十分に深めてこなかった。
- (2) 発達課題を踏まえた子どもの健全育成の土台つくりの重要性の認識が薄く、短期間のメニュー事業に依存しながらその時々の特化したニーズへの対応に終始している場合も少なくない。そのため、今日において、児童館の理念やその役割・機能についての各自治体の認識には、大きなバラつきがみられる。一方で、自治体によっては役割・機能が重複する施策が展開されたり、ひとつの事業のみによって子どもの問題を解決できるとする「抱え込み」や安易な「事業の統合」が行われたりもしており、児童館施策自体が岐路に立っている。

### 3. 【児童館ガイドライン】の必要性

- (1) 児童福祉法は、日本国内において子どもの基本的処遇に地域格差があつてはならないという理念に導かれている。しかし、国や地方自治体に財政難が及ぶと、「地方公共団体が運営しやすいように」という理由から、「福祉サービスにおいては、地域による多様性が優先されるべきであり、ナショナルミニマムの設定はなじまない」という見解が生じる。国が児童館のガイドラインを示すことと、自治体が地域の実情にあわせて創造的な運営をすることとは、本来矛盾するものではない。ガイドラインは子どもの健全な育成を等しく実現するために必要とされることを示すものであり、地域の特色は活動内容に反映されるべき質の問題である。子どもの安全と発達の危機が指摘されている今日、児童福祉法を唯一の地域における子ど

も育成の施設である児童館を活性化させるために、ナショナルガイドラインを策定することの意義は大きい。

(2) 今日の地域・子どもの状況からみて、児童館を本来の理念・役割に沿って活性化させることの意義は大きい。具体的には以下の5つの意義が挙げられる。

①遊びによる発達増進（内発的増進性）

子どもにとって遊びは生活そのものであり、遊び自体や遊びの世代間伝承のなかに、子どもの発達を促進（増進）させる重要な要素が含まれている。地域での遊び環境が衰退し、遊び文化が伝承されにくくなっている現代にあって、児童館の「遊びを通して子どもを育成する」役割を積極的に活用するの意義は大きい。

②多様で継続的な子育て支援（網羅性）

児童館の「0歳から18歳未満の子どもを対象とし、なおかつ特定の必要（例えば、保育、養育支援や自立支援、障害のある子への支援など）だけに特化しない」という特徴は、児童厚生員（や地域の大人）と地域の子どもとの長期的で日常的なかかわりや、子ども同士の異年齢のかかわりを保障しうるため、子どもの諸問題についての発生予防・早期発見に資する。

③子育ての共同の場の提供（共同性）

乳幼児期の保護者への子育て支援のニーズは高まっている。さらに、児童館は乳幼児期にとどまらず、学童期・思春期と継続的に子育てに寄り添うことができ、子育ての共同の場を提供しうるため、子育てに関わる課題や困難の軽減や保護者の子育て力の向上に資することができるという特徴を持っている。

④総合的な子育て支援（総合性）

児童館が総合的な子育て支援の視点をもつことにより、子育てにかかわるさまざまな社会資源と、協力的な形でネットワークを築いていく可能性を広げることができ、地域での子どもの生活保障や、地域社会の子育て力の向上に積極的に寄与することができる。

⑤地域社会で子どもを育てる（地域性）

今日、個々の家庭を超えた地域における子育ての共同意識は希薄になってきている。児童館は子どもの育成を通して、たくさんの地域住民と実際に接点をもって共同して活動する機会を設けることで「子どもを社会で育てる」環境を作りだすことができ、子どもの育成に関する地域住民の意識の向上に資することができる。

このように、遊びを通して子どもの発達を促進（増進）し、個々の家庭や地域全体を視野に入れながら子どもの生活を支援するネットワークの拠点として、児童館を機能させることの意義は大きい。したがって、今日において、国が【児童館ガイドライン】によって、その具体的展望を示すことは、今後の児童健全育成施策の活性化を促す上で重要な意義をもつ。

#### **4. 本提言の対象**

児童館には、(例示)とさまざまな種類があるが、この提言では、主に市(区)町村が運営する小型児童館・児童センターを対象とする。

#### **5. 本提言作成の視点**

本提言は、現行の児童福祉法40条による児童館の規定に依拠しながら、今後に求められる課題に対応できるように改善していくことを意図して作成したものである。したがって、児童館が現状の中で行うことについての網羅的なマニュアルではなく、児童館の理念を再構築することを視点として、重点項目に絞って作成してある。

## II. これからの児童館のあり方に関する提言（要旨）

### 1. 児童館の目的と機能・役割

#### 1. 児童館の目的

児童館は、地域の18歳未満の子どもを対象にして、児童の遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、もって子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設である。

#### 2. 児童館の機能・役割

児童館は、地域の子どもすべてを対象とするという性格をもった公的施設である。そして、児童館はすべての子どもの日々の生活の一部としてその健全育成を図り、子どもをめぐる環境を調整し、子どもの生活の中で生じうる問題の発生予防や生じた問題の解決への支援を担うことが期待される。児童館の機能・役割は、次の5つに整理される。

##### (1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊びを通じて子どもの発達の増進を図る。

##### (2) 日常生活の支援

地域の中での子どもの居場所・遊びの拠点となることを目指し、そのことを通して、子どもの日常生活を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援する。

##### (3) 子育て支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての共同の場づくりを促進することにより、地域における子育て家庭を支援する。

##### (4) 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもの心身の状態や変化に気づく関係を構築し、子どもを支える家庭や地域の環境づくりを行うことで、子どもが抱える可能性のある問題を発生予防・早期発見し、適切に専門機関と連携して解決を支援する。また、被虐待児童の早期発見と専門機関と連携した対応を行う。

##### (5) 地域における総合的子ども支援と健全育成の地域社会づくり

児童館は地域の子どもやその保護者の生活自体に向き合う施設である。したがって、「発達の増進」、「日常生活の支援」、「子育て支援」、「問題の発生予防・早期発見と対応」の各機能・役割は個別のものではなく、地域における総合的子ども支援の一環としてとらえる必要がある。そして、そのことを通して、地域資源のネットワーク化を進め、健全育成の地域社会づくりを進める役割を担う。

### 3. 今日の児童館に期待される内容

児童館が果すべき機能・役割を実現するため、児童館が具体的に担うことが期待される内容は次のように整理される。

### (1)遊びを通して子どもを育成する

児童館の核となる活動は、「遊びを通して子どもを育成する」ことである。

子どもにとって遊びは、生活の中の重要な要素である。子どもは遊びによって、生活の中での肉体的・精神的バランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会的能力を増進させる。

遊びは自発的・主体的になされなければ発達的意義は充分に生かされないため、「教授・指導するもの」としてとらえてはいけない。しかし、遊び文化が伝承されることが少なくなった今日にあっては、遊びの文化を伝承するために、大人が子どもの遊びにかかわっていくことには積極的な意義がある。「遊びを通して子どもを育成する」ことは、児童館の重要な役割である。

また、児童館を利用する子どもの中には障害や発達上の躊躇がある子どもを含めて捉え、これらの子どもも共に遊び、成長・発達が支援されるよう配慮することが必要となる。

### (2)子どもの居場所となるとともに、問題の発生を予防し福祉的課題に対応する

児童館の「遊びを通して子どもを育成する」活動は、子どもの日々の生活に密着したものであり、したがって児童館はまずもって子どもの生命の保全と情緒の安定に資する居場所となることが求められる。

さらに、児童館は0歳から18歳未満の子どもを対象とするという性質から、長期間にわたって子どもの成長・発達に継続的に関わりを持つことができる児童福祉施設である。こうした特性を生かし、子どもの友達関係や家庭環境などについての調整を含め、子どもの生活を援助する機能が児童館には期待される。不登校やいじめ、非行などの子どもが抱える可能性のある問題の発生を予防し、そのような問題に直面した際には家庭や学校と連携して子どもがそれを乗り越える手助けをすることが求められる。また、児童虐待などの福祉的課題を早期に発見し、専門機関との連携も含めて対応を図っていくことが必要である。

### (3)保護者の子育てを支援し、子育ての共同の場を提供する

子どもは友だち関係からも大きな影響を受けて成長・発達する。保護者は、わが子とその友だちの関係性を見ることによって、子どもたちの育ちをより大きな視点から支えることが可能となる。その意味で、乳幼児期の子育て支援は大切な意味を持っている。同時に、子育てには、学童期、思春期とそれぞれの時期において特有の課題や困難が生ずるので、子どもの成長・発達に応じた子育ての支援が必要になる。児童館には、子どもの成長・発達を喜び合い、困難を相談できるような子育て支援を行う機能と共に、時には保護者同士や地域の他者との関わりを援助する子育ての共同の場の提供が求められる。

### (4)地域資源をつなぎ地域の子育て力を高める

地域には、子どもの健やかな成長・発達を願い、自分にできることで地域の子どもの育成に協力したいという意志を持つ人が多様に存在している。また、子どもの諸課題に対応する専門機関や、多様な活動を進めるNPOや住民組織などの民間活動も存在している。

地域に生活するすべての子どもを対象としている児童館には、これらの人々や地域資源をつなぐ結び目のひとつとしての役割を果たすことが期待される。

### (5)地域住民の子どもの育成に関する理解を深める

「すべての子ども」を対象にその健全育成に取り組む福祉施設として、また地域における子育て支援のネットワーク拠点として、児童館には子どもの育成に関する地域の意識を啓発する機能が求められる。子どもの育成に様々な人々が関心を持ち、正しい知識を持ち協力しながら関わる

よう、地域住民の理解を深める役割が児童館には求められる。

なお、児童館は特定の問題に特化するのではなく、地域の子どもと保護者等を対象に総合的かつ連続的な児童福祉サービスを提供する存在である。したがって、上記の内容はそれぞれ別個のものとして実現されるのではなく、相互に関連して展開を図っていくべきものである。

## 2. 児童館の活動内容

児童館の活動は、個々の児童館、あるいは市（区）町村ごとに多様な取り組みが行われてきて いるが、市（区）町村を超えて活動を交流したり、実証したりすることはあまり行われていない。 したがって、「今日における児童館の機能・役割」に沿って、今後参照すべき児童館活動の指針と その具体例を以下に例示した。

### 1. 遊びを通して子どもを育成する

児童館は、地域の子どもたちが自由に来館して遊べる場である。このような自由な遊びができる ような遊び環境を整え、日常的な遊びが充実するように関わることが、児童館活動の軸となる。 その上に、児童厚生員が企画、準備、運営する「児童厚生員から働きかける活動」と、「子どもた ち自らが企画、準備、運営する活動」がある。

館内を中心とした活動の他に、施設から一歩外に出て、地域の自然や文化や多様な人々とのふ れあいの機会をもつことにより、地域をより身近に知り、子どもたちの成長・発達を促す地域資 源を発掘することにもつながるという意味がある。

### 2. 子どもの居場所となるとともに、問題の発生を予防し福祉的課題に対応する

児童館は児童福祉施設として、具体的な援助や保護が必要な子どもに対するケアワークが求め られる。そのためには、児童厚生員は児童館が子どもにとって快適な居場所になるように努め、 日常の活動や保護者・教師・地域住民との交流を通して、子どもの人間関係や、家庭・学校・地 域における生活状況を推測しながら、それに気づいて見守り、家庭環境・交友関係に恵まれない 状況や、思春期的課題、不登校・いじめ、児童虐待・障害がある状況などの有無を把握すること が必要となる。さらに、問題が顕在化する以前の発生予防的対応をしたり、問題が軽微なうちに 早期発見し解決したりする活動や、問題が深刻な場合に専門機関・団体に連絡・調整したり、連 携をとったりする活動も必要である。

### 3. 保護者の子育てを支援し、子育ての共同の場を提供する

「遊びを通して子どもを育成する」ことは、子どもの保護者と手をつなぎ、子どもをどのように育てていくのかをともに考えていくことと運動しなければ達成できない。

児童館は、保護者と子どもが参加する活動とともに、子育てサークルなど保護者どうしが自主 的に企画運営をおこなう活動を支援し、子育ての社会的な共同の場づくりを支えることも重要で ある。

#### **4. 地域資源をつなぎ地域の子育て力を高める**

「遊びを通して子どもを育成する」ことは、地域の様々な資源とネットワークを広げておかないと十分な効果は得られない。また、児童館の存在を地域に幅広く知ってもらい、地域団体・NPOと結びつくために、共催や実行委員会形式などでまつりやバザーなどのイベント活動をおこなったり、地域の子育てに関わる団体や組織の活動に参加したりすることも必要である。

#### **5. 地域住民の子どもの育成に関する理解を深める**

児童館は地域の子育て支援のネットワーク拠点としての自覚を持って、地域住民の子どもの育成に関する理解を深めることが期待される。例えば、児童館への理解を深めるための、児童館によりによる広報・宣伝活動や、世代間交流などで子育ての関する地域意識を育てる各種交流活動、地域の様々な会議や懇談会に出席したり、主催したりする活動が挙げられる。

#### **6. 児童館と放課後児童クラブ**

##### **(1) 児童館における放課後児童クラブの位置づけ**

児童館は、子どもの地域における放課後の遊び及び生活を支援する役割を担うものであることから、放課後児童クラブの機能・役割、活動を支える役割も持つ。したがって、同一地域内にある児童クラブと連携することが求められると共に、施設の条件が整えば児童館の中で児童クラブを運営することも可能である。

##### **(2) 近隣放課後児童クラブと児童館との関係**

①児童館での遊びに同一地域内にある近隣の放課後児童クラブの子どもたちが参加できるようになり連携した行事を行ったりするなど、地域での子どもたちの放課後の遊びと生活が、豊かに展開できるように工夫することが求められる。

②放課後児童クラブの対象は主として小学校低学年であるが、退会後も留守家庭児童である状況に変わりはない。児童館利用の対象は低学年児童に限られないという利点を生かし、児童館内外にかかわらず子どもが退会したあとも、児童クラブ児童の生活を継続して支援していくことができるような視点を持った遊びや活動内容の工夫が児童館、児童クラブ双方に求められる。

### **3. 児童館の職員**

#### **1. 児童厚生員の職務**

##### **(1) 子どもと地域の実態を把握する。**

- ① 児童館を利用する子どもを把握する。
- ② 子どもの安全と遊びの環境を守る視点から地域環境の実際を把握する。
- ③ 子どものいる家庭や保護者の状況の把握に努める。
- ④ 地域における子どもの遊びと生活を支援する組織、団体等の活動を把握する。

##### **(2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した諸活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の発達を支援する。**

- ① 子どもにとって児童館が楽しく安心できる居場所となれるように支援する。

- ② 子どもの日常の遊びを援助する。
  - ③ 遊びを通じて子ども一人一人の発達と子ども集団の自治的な成長を支援する。
  - ④ 子どもが製作活動、文化的な活動などにも取り組めるようにする。
  - ⑤ 児童館の活動に、子どもの希望・意見を取り入れ、子どもが役割を担えるようにする。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもに関する活動や、子育て支援の取り組みと協力して、地域における子どもの遊び・生活を豊かにする。
- (5) 職務を遂行し、その内容を改善するために記録をとる。

## 2. 児童館長の職務

- (1) 児童厚生員が児童館活動を円滑に遂行できるように指導する。
- (2) 子育てに関する相談に応じる。
- (3) 児童厚生員と協力して苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- (4) 子育てに関する地域資源との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- (5) 児童館の運営を統括する。

## 3. 児童館の職場倫理

- (1) 児童館における職員（児童館長・児童厚生員）の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって館長・児童厚生員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。
- (2) 全国の児童館長・児童厚生員に共通する自主的な倫理規範を明文化し、全ての児童館に普及することが望まれる。

## 4. 児童館職員の研修

- (1) 児童館長および児童厚生員は資質の向上のため積極的に研鑽に努めることが必要である。
- (2) 事業の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、児童館長および児童厚生員の資質向上を図るよう努めなければならない。
- (3) 市区町村及び都道府県は、区域内における児童館の適切な運営を確保するために、研修等の機会を設定することが求められる。
- (4) 児童館活動の発展を図るために、児童館長・児童厚生員の資質向上のための研修と先進的な児童館活動の普及を全国的な規模で取り組むことが求められる。（財）児童健全育成推進財団は、そのための研修体系の整備や情報の収集、発信に努めることが望まれる。

## 4. 児童館とボランティア

### 1. ボランティアの必要性

児童館はボランティアとの協働による運営を行うことが求められる。そのためには、受け入れを行うだけではなく、活動の価値を相互に高めあい、ボランティアを育てていく、あるいは職員が共に成長する観点が必要である。

## 2. 利用者によるボランティア活動

児童館の特徴は、利用している児童もボランティアとなりうることである。児童館の対象としている年長児童や児童館利用経験のある青年層の社会参加の場としての児童館に期待が寄せられる。子どもの自立への過程を鑑みると、自発的な社会的行動を促すことは児童館の本来業務の範疇とも捉えることができる。

## 3. 協働体制づくり

児童館は子どものものであり、地域住民のものである。地域住民が児童館を共有財産として捉えるような意識を持てるように働きかけていく必要がある。

# 5. 児童館の運営

## 1. 施設・設備の最低基準

児童館の施設設備および備品は、児童福祉施設最低基準、厚生労働省事務次官通知、雇用均等・児童家庭局長通知によること。今般、地方分権改革により保育所の基準関係が条例に委任されたことに鑑みて、児童館にこれを当てはめれば、①児童館の設備の基準、②二名以上の専門職員の配置、③児童館の理念と支援方法、④児童館の開館日と開館時間、⑤児童館長の配置と保護者との連携は「従うべき基準」である。例えば、①設備の「集会室」は児童館本来機能の地域協働施設として住民に開かれた活動拠点であり、「遊戯室」は日常の来館児童のプレイルームである。その他は「参酌すべき基準」となるだろうが、この基準は、最低限度必要なものを定めたものであるから、市（区）町村の実情によって可能な場合は、幼児専用室や工作室（制作活動室）、放課後児童クラブ専用室などを備えるように改善することが望まれる。児童福祉の世界においても、その基準の定律には人類の長きに亘る文化的歴史的社會的な経験と研究の上に積み上げられた所産であることを思い致し、地域主権を生かし未来の大人のために福祉サービスの向上をはかることが望まれる。

### 本提言で用いた用語等

#### 1. 子ども、保護者

「子ども」「保護者」とは、児童福祉法における「児童」「保護者」と同義で、それぞれ「満18歳に満たない者」「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者」をいう。

#### 2. 地域

子どもの生活圏とそのエリア内の人的物的資源の総体を示す。子どもの生活圏は、年齢によって変化することから、特に注釈のない場合は、小・中学校区の範囲を想定して記述してある。

#### 3. 児童厚生員

現行の児童福祉法最低基準（38条）では、児童館職員を「児童の遊びを指導するもの」としている。しかし、児童館の職員は、子どもの遊びを援助・指導するだけではなく、地域における子どもの生活の援助や保護者支援、子育てにかかる地域の人的・物的資源とのかかわりもその仕事内容としなければならない。呼称としては、児童福祉法制定時から用いられてきた「児童厚生員」が妥当であることから、この提言では「児童厚生員」とした。

### III. 各市（区）町村への喫緊の要望

本提言は、日本のすべての子どもの成長・発達を等しく保障するという児童福祉法の精神に基づいて作成されたものである。市（区）町村は、本提言を参考にして、各々の実態に即した創造的な活動を生み出すように努めてほしい。その際、すべての市（区）町村が喫緊に取り組んではいいこととして、ここでは2点を挙げる。

（1）全ての市（区）町村に子育て支援ネットワークの拠点となる児童館を設置する。

児童館は、地域の子育てにかかわるさまざまな社会資源と協力的な形でネットワークを築いて、総合的に子育てを支えていく機能・役割を担うことのできる施設である。しかし、児童館を設置している市（区）町村やセンター児童館を設置しているところでもこの機能・役割を効果的に活用しているところは少なく、児童館そのものが未設置のところもある。子どもたちの置かれている状況を鑑みると、子どもの健全育成と福祉に造詣のある社会福祉士などの資格を持った職員を配置して、担当課と現場の緊密な連携が図られるようにし、各地域の子育て支援ニーズに応える活動を推進できる児童館を創出することが求められる。

（2）児童福祉施設最低基準を市（区）町村が遵守する。

本提言を参考にして児童館活動を推進するためには、児童福祉施設最低基準を市（区）町村が遵守する必要がある。

国や地方自治体に財政難が及ぶと、地方公共団体が児童館を運営しやすいように児童福祉施設最低基準を緩和・廃止せよという議論が起こる。それは、地方の特色を生かした地域ごとの基準で運営すべきであるという地方自治の原則の理論と一体として主張されることになる。しかし、児童福祉法は、日本国内において子どもの基本的処遇に地域間格差があつてはならないという理念に導かれていることを再認識する必要がある。児童福祉施設最低基準は、努力目標ではなく子どもの健全な育成の達成を目的とした最低限の必要条件を提示したものであり、地域の特色は活動内容に反映されるべき質の問題である。児童福祉法の精神や、児童の最善の利益の必要性を謳う「子どもの権利条約」に照らしても、安易な緩和や廃止は避けなければならない。

## IV. 児童福祉法 40 条改正の提言

児童館の発展を図るために、児童福祉法第 40 条（児童厚生施設）を、今後果たすべき児童館の機能を適切に表現したものに改正することを提言する。

### (1) 子育て家庭支援を包含する

0 歳から 18 歳までのすべての子どもが利用でき、異年齢の子どもも集団の中での遊びを体験できるとともに、子どもにとって安全・安心な居場所としても機能することができる児童館は、地域における子どもの健全育成にとって重要な役割を担うと考えられる。また、これまで取り組まれてきている児童館活動には、遊びの援助と併せて、放課後児童クラブや発達障害児への支援、保護者支援と虐待への対応等も含まれており、今後これらのこととは一層重要性を増すと予想される。

これらのこととを含めた総合的な活動を進める児童福祉施設であることを明確にして、児童館の機能を充実させていく必要がある。

### (2) 地域の児童福祉施設として明確化を図る

国が児童館についてのガイドラインを策定し、今後の児童館活動の展望を示すことができれば、それをもとに 40 条の見直しが可能となる。

### (3) 児童館と児童遊園のあり方を明確にする

児童館と児童遊園は当初一体のものとして運営・活用されるべきものとされてきたが、児童館建設時における立地条件の問題等もあって、現在では別々に運営・活用されているところが多くなってきていている。児童厚生施設としての児童館・児童遊園それぞれの役割を区分して明記し、より効果的な活用を図っていくことが求められている。

### (参考) 児童福祉法第 40 条（児童厚生施設）の改正試案の例

#### (例 1) 第 40 条【児童厚生施設】

児童館は、地域における児童の遊び及び生活を援助し、その心身の健康増進と情操を豊かにすることを目的とする。

② 児童遊園は、児童に健全な遊び場を提供し、もってその健やかな育成を図ることを目的とする。

#### (例 2) 第 40 条【児童厚生施設】

児童館は、児童の遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、もって児童を心身ともに健やかに育成することを目的とする。

② 児童遊園は、児童に健全な遊び場を提供し、その心身の健康を増進することを目的とする。

(この項は、「児童館の緊急課題について」(平成 20 年 9 月 16 日) と同文です。)

以上